

民法改正整備法の経過措置等

1 改正製造物責任法の施行期日

○民法改正整備法（抄）

附則（抄）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。〈以下略〉

民法改正整備法の附則においては、民法改正整備法の施行期日を民法改正法の施行の日と規定している。民法改正法の施行日は民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 309 号）において、一部の規定を除き、平成 32 年（2020 年）4 月 1 日としている。

2 民法改正整備法による製造物責任法改正に伴う経過措置

○民法改正整備法（抄）

（製造物責任法の一部改正に伴う経過措置）

第九十七条 前条の規定による改正前の製造物責任法（次項において「旧製造物責任法」という。）

第五条第一項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の製造物責任法第五条第二項の規定は、旧製造物責任法第三条に規定する損害賠償の請求権の旧製造物責任法第五条第一項前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

民法改正整備法第 97 条における、製造物責任法の一部改正に伴う経過措置は、以下のとおりである。

第 1 項においては、施行の際に改正前製造物責任法第 5 条第 1 項後段の 10 年の期間が既に経過していた場合には、なお、従前の例によることが規定された。

他方、施行日前に製造物責任法による損害賠償請求権が生じた場合であっても、施行日においてその損害賠償請求権に関する改正前製造物責任法第 5 条第 1 項後段の 10 年の期間が経過していないときは、改正後製造物責任法第 5 条第 1 項第 2 号（10 年の期間制限が消滅時効である旨を明示する規定）を適用することとなる。

また、民法改正整備法第 97 条第 2 項においては、改正後製造物責任法第 5 条第 2 項の規定（生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効）に関しても、施行の際にその損害賠償請求権に関する改正前製造物責任法第 5 条第 1 項前段の 3 年の時効が既に完成していた場合には、改正後製造物責任法第 5 条第 2 項（3 年間の時効期間を 5 年間に改める規定）を適用しないことを規定した。他方、施行日前に製造物責任法による損害賠償請求権が生じた場合であっても施行日においてその損害賠償請求権に関する改正前製造物責任法第 5 条第 1 項前段の 3 年の時効が完成していないときは、改正後製造物責任法第 5 条第 2 項（3 年間の時効期間を 5 年間に改める規定）を適用することとなる。

これらの経過措置は、民法改正法における不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の規定（改正後民法第 724 条）及び人の生命身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の規定（改正後民法第 724 条の 2）の経過措置と同様のものである。

不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の規定に関する民法改正法における経過措置は、不法行為による損害賠償請求権が契約関係にない者による権利又は利益の違法な侵害によって生ずる債

権であるという特殊性を考慮したものであり、不法行為の加害者としては、施行日前に不法行為による損害賠償債務が生じた場合についてはその時点において通用している法令の規定（改正前民法第724条）が適用されると考えるのが通常であるが、そのような期待は一般の債権ほどに保護の必要性が高いとはいえず、不法行為の被害者の保護を優先させる必要があることを根拠とする。ただし、施行日前に改正前民法第724条の期間が既に経過している場合についてまで改正後の民法の規定を適用すると、法律関係の安定を著しく害する結果となることから、施行日において改正前民法第724条の期間が経過していない場合に限って適用するのが合理的であると考えられること等によるものである。

この理由は本法の製造物責任においても当てはまると解されることから、本法においても同様の経過措置を設けることとした。